

注記及び附属明細書の充実

1. 今回の独法改革の概要

今回の独立行政法人改革においては、独立行政法人のインセンティブを最大限機能させ、国民に対する法令遵守を的確に果たさせることを求めるとともに、法人の事務事業の特性に応じた分類が行われたところである。また、財務状況の透明性と説明責任の向上も求められているところである。

そのため、独立行政法人改革の趣旨を踏まえ、財務諸表等においても、透明性と説明責任の向上の観点から、開示の充実を図ることとしたい。

●独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日）（抜粋）

I 独立行政法人改革等の基本的な方向性

- 今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

このため、

- ・組織・運営における自主性・自律性や インセンティブを最大限機能させ、国民に対する法令遵守を的確に果たさせる

II 独立行政法人制度の見直し

1. 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

- ① 中期目標管理により事務・事業を行う法人
国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。）
- ② 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人
「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により 研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。）
- ③ 単年度の目標管理により事務・事業を行う法人
国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。）

4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実

独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、国から用途が特定されず弾力的かつ効率的な執行が可能な運営費交付金のメリットを維持する必要がある。一方、運営費交付金は国民から徴収された税金を財源にしていることから、予算の見積りと執行実績を明らかにするなど 財務運営の透明性と説明責任を向上させる必要がある。また、法人の主体的な経営努力を促進する インセンティブが機能するよう運用を改善する。

2. 今回の独法改革を踏まえた対応

1で述べた改革の方針を踏まえた財務諸表等における開示の充実については、(1)及び(2)は会計基準及び注解、(3)はQ&Aでそれぞれ対応することとしたい。

(1) 積立金の増加理由の開示拡充

①現状と改訂の方向性

積立金の増減明細は、会計基準上、附属明細書で明らかにすることとされており（会計基準第79）、Q&Aの摘要欄に増減額の理由を記載することとされている（Q&A Q79-1）。しかしながら、主務大臣による目的積立金の承認要因である 経営努力の内容の記述までは明確には求められていない。

今回の独立行政法人改革において、インセンティブ制度が機能するよう運用が改善されたため、法人における 経営努力等の内容の国民に対する説明責任を向上させる観点から、会計基準上で目的積立金の増加理由としての経営努力等の内容を開示することを明確に求めたい。

②改訂（案）

積立金の増加理由として記載を求める事項は、以下の2点を追加したい。

- i 目的積立金の根拠となる経営努力の内容
- ii 前期中期目標期間からの積立金の繰越しの理由

表1 積立金の増加理由の開示拡充に関する会計基準改訂案

現行	改訂案
<p>第79 附属明細書</p> <p>独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注53）</p> <p>(1)～(10)（略）</p> <p>(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細</p> <p>(12)～(16)</p>	<p>現行のとおり</p>
<p><注53> 附属明細書による開示について</p> <p>1～6（略）</p>	<p><注53> 附属明細書による開示について</p> <p>1～6（略）</p> <p><u>7 積立金等の明細においては、積立金等の増加理由として、目的積立金の根拠となる経営努力の内容や、前期中期目標期間からの積立金の繰越しの理由を明らかにしなければならない。</u></p>

参考 1 : 現行の Q & A 7 9 - 1 を踏まえた記載事例

○独立行政法人 科学技術振興機構（平成 25 年度附属明細書から抜粋）

7. 積立金の明細					
区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第1項積立金	0	1,167,079,201	0	1,167,079,201	前期未処分利益より積み立てられたもの
通則法第44条第3項積立金 (業務充実改善・施設改修等積立金)	0	24,022,796	0	24,022,796	前期未処分利益より文部科学大臣の承認のうえで積み立てられたもの
前中期目標期間繰越積立金	8,822,762	0	495,022	8,327,740	文部科学大臣の承認を受け、前中期目標期間より繰越された積立金

○独立行政法人 航海訓練所（平成 23 年度附属明細書から抜粋）

5. 積立金の明細					
区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第1項積立金	521,891,052	120,412,926	642,303,978	0	・当期積立金 120,412,926円 ・国庫納付金 615,723,391円 ・前中期目標期間繰越積立金 26,580,587円
前中期目標期間繰越積立金	0	26,580,587	26,580,587	0	当期増加額 積立金からの振替額 当期減少額 前中期目標期間の前払費用の費用化
合 計	521,891,052	146,993,513	668,884,565	0	

参考2：会計基準改訂を踏まえたQ&A79-1の記載イメージ

① 目的積立金の根拠となる経営努力の内容

15 積立金の明細（経営努力認定の理由説明）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第1項の積立金	50,000,000	100,000,000	0	150,000,000	前期未処分利益からの積立て
前中期目標期間繰越積立金	25,000,000	0	10,000,000	15,000,000	
目的積立金A	0	10,000,000	0	10,000,000	(注1)
目的積立金B	0	5,000,000	0	5,000,000	(注1)
計	75,000,000	115,000,000	10,000,000	180,000,000	

(注1) 前期未処分利益のうち、15,000,000円について以下の理由で経営努力認定を受けたため、目的積立金を積立てた。

- ① ●●事業における新たな取組みを実施したことによる収入の増加によって生じた利益 7,000,000円
- ② ▲▲事業における新たな工夫による費用の削減によって生じた利益 5,000,000円
- ③ ■■特許等による知的財産収入に基づく利益 3,000,000円

会計基準の改訂を踏まえ、目的積立金の当期増加額理由を記載

② 前期中期目標期間からの積立金の繰越しの理由

15 積立金の明細（前中期目標期間繰越積立金の理由説明）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第1項の積立金	50,000,000	110,000,000	160,000,000	0	(注1)
前中期目標期間繰越積立金	0	25,000,000	0	25,000,000	(注2)
目的積立金A	10,000,000	0	10,000,000	0	積立金への振替 10,000,000円
計	60,000,000	135,000,000	170,000,000	25,000,000	

(注1) 増加額は平成26年3月期の未処分利益100,000,000円と、前中期目標期間の終了に伴う目的積立金Aからの振替10,000,000円である。
減少額は、前中期目標期間の終了に伴う国庫納付額135,000,000円と、当中期目標期間への繰越しの承認を受けた25,000,000円である。

(注2) 前中期目標期間の終了に伴い、25,000,000円について以下の理由で積立金の繰越しの承認を受けた。

- ① 業者の倒産により、平成26年度中に納入されなかった研究資材Xの購入資金 10,000,000円
- ② 共同研究の相手先の研究遅延により、平成26年度中に執行されなかったY研究の財源 11,000,000円
- ③ 積立金のうち、資金が拘束されているもの 4,000,000円

会計基準の改訂を踏まえ、前期中期目標期間からの積立金の繰越しの理由を記載

(2) 附属明細書における開示事項の新設（科学研究費補助金の明細）

①現状と改訂の方向性

科学研究費補助金の会計処理については、「科学研究費補助金 交付・執行等実務の手引」（日本学術振興会編）によると、科学研究費補助金は、研究者に交付される補助金であるが、補助金の取扱事務は研究機関の事務局で処理することとされていることから、科学研究費補助金の会計処理は、独立行政法人において預り金として処理し、補助金に含まれる事務取扱に要する間接費相当額は法人の収益として整理することをQ&Aで求めているところである。

○ 科学研究費補助金の会計処理に関するQ&A

Q 6 5 - 2 科学研究費補助金の会計処理は、研究者個人に対して支給されるものとして預り金処理すべきか、それとも当該補助金に基づき実施される研究は独立行政法人の業務の一環として行うと考え、収益として処理すべきか。

A

科学研究費補助金はいわゆる競争的資金として一人又は複数の研究者により行われる研究計画の研究代表者に交付される補助金であり、研究機関に交付されるものではない。したがって、研究機関では当該補助金を機関収入に算入することはできないものとされている（「科学研究費補助金 交付・執行等事務の手引」日本学術振興会編）。一方、同手引においては補助金の取扱事務は研究機関の事務局で処理することとされている。

以上の点を踏まえつつ、科学研究費補助金の事務取扱を公正に実施する観点から、科学研究費補助金については独立行政法人において預り金として処理し、補助金に含まれる事務取扱に要する間接費相当額は法人の収益として整理することとする。

なお、補助金で購入した固定資産を独立行政法人が研究者個人から寄贈された場合には、会計基準第26に従い公正な評価額をもって受け入れる。

②改訂（案）

今回の独立行政法人改革において、研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う国立研究開発法人の分類が設けられることから、法人（に所属する研究者）が獲得した科学研究費補助金の総額の重要性が相対的に高まると考えられる。現行の会計基準では、法人が獲得した科学研究費補助金の総額の開示が求められていないことから、会計基準を改訂し、附属明細書に科学研究費補助金に関する明細を記載することとしたい。

表2 科学研究費補助金の明細に関する会計基準改訂案

現行	改訂案
第79 附属明細書 独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の	第79 附属明細書 独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の

<p>事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注53)</p> <p>(略)</p> <p>(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</p>	<p>事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注53)</p> <p>(略)</p> <p><u>(16) 科学研究費補助金の明細</u></p> <p><u>(17)</u> 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</p>
---	---

③参考

一部独法（医薬基盤研究所、国立高等専門学校機構）では、科学研究費補助金の附属明細を作成している事例あり（次ページ参照）。

参考 3 : 科学研究費補助金附属明細の作成事例

平成23年度国立高等専門学校機構財務諸表附属明細

⑥ 科学研究費補助金の明細 (単位：円、件)

区分	当期受入	件数
科学研究費	(873,244,125) 251,775,387	858
厚生労働科学研究費補助金	(500,000) -	3
廃棄物処理等科学研究費補助金	(0) 750,000	1
環境研究総合推進費補助金	(5,000,000) -	1
合計	(878,744,125) 252,525,387	863

(注) 1 間接経費相当額を記載し、直接経費については外数として () 内に記載している。

(注) 2 当期受入額には、翌事業年度への繰越額29,227,871円が含まれている。

平成24年度医薬基盤研究所財務諸表附属明細

③ 科学研究費補助金の明細

種目	当期受入額	件数	適用
厚生労働科学研究費	(1,081,169,108) 198,623,000	(47)	
新学術領域研究	(4,818,376) 1,445,513	(2)	文部科学省 科学研究費
基盤研究A	(10,800,000) 2,580,000	(2)	日本学術振興会 科学研究費
基盤研究B	(23,150,000) 6,585,000	(10)	
基盤研究C	(9,200,000) 2,610,000	(9)	
基盤研究S	(1,000,000) 300,000	(1)	
若手研究A	(13,700,000) 4,110,000	(2)	
若手研究B	(18,600,000) 5,580,000	(13)	
挑戦的萌芽	(9,513,798) 2,854,140	(6)	
研究活動スタート支援	(1,200,000) 360,000	(1)	
特別研究員奨励費	(1,234,471) -	(2)	
創薬等ヒューマンサイエンス総合研究事業	(78,000,000) -	(6)	
合計	(1,252,385,753) 225,047,653	(101)	

(注) 当期受入額は間接経費相当額を記載し、直接研究費相当額は外数として () 書で記載しております。なお、若手研究Bの当期受入額の中から前年度分の直接研究費(1700千円)間接経費510千円の返金額を控除しています。

(3) 不要財産に係る国庫納付等の額の開示の明確化

①現状と改訂の方向性

不要財産に係る国庫納付等に係る注記事項として、注解 73「不要財産に係る国庫納付等に係る注記について」で次の(1)から(8)の事項が求められている。

○ 不要財産に係る国庫納付等に係る注記（注解 73）について

不要財産に係る国庫納付等を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

- (1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要
- (2) 不要財産となった理由
- (3) 国庫納付等の方法
- (4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
- (5) 国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額
- (6) 国庫納付等の額
- (7) 国庫納付等が行われた年月日
- (8) 減資額

しかしながら、「(6)国庫納付等の額」の開示について、財務状況の透明性の観点から次のような課題が見受けられるところである。

○ 政府への国庫納付と政府以外への払戻しの記載方法

⇒ 平成 22 年の通則法改正において、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付等を義務付けることが法定化され、併せて会計基準等も改訂されたことから、不要財産の国庫納付等の注記を行うこととなっている。

不要財産については、政府への国庫納付のほか、民間出資等を払い戻すことがあるが、「(6)国庫納付等の額」の注記事例には、政府への国庫納付の額なのか、民間や地方公共団体への払戻しも含めた額なのか財務諸表利用者にとってわかりにくいものもある。

②対応方針

上記の課題を受け、財務状況の透明性、説明責任の向上の観点から、不要財産の国庫納付等に係る注記の記載様式をQ&Aに追加することとしたい。

○ 納付及び払戻し先の明確化

⇒ 国庫納付等の額について、「国庫納付額」、「地方公共団体への払戻額」、「その他民間等への払戻額」に分けて注記することを明確化。

参考4：不要財産等に係る国庫納付等の注記に関するQ & A改訂案

①	資産種類	
②	資産名称	
③	帳簿価額	(1) 取得価額
		(2) 減価償却累計額等
		(3) 帳簿価額
④	不要財産となった理由	
⑤	国庫納付等の方法	
⑥	譲渡収入の額	
⑦	控除費用	
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	(1) 国庫納付額
		納付年月日
		(2) 地方公共団体への払戻額
		払戻年月日
		(3) その他民間等への払戻額
	払戻年月日	
⑨	減資額	
⑩	備考	